

消費者支援ネット

ニュースレター



〒400-0032

山梨県甲府市中央4丁目3-19

電話：055-243-2443

FAX：055-241-0597

Mail：info@yamanashi-csnet.jp

みんなの笑顔につながる「親子で学ぶお金の使い方教室」報告（概要）

※今回は、消費者被害の低年齢化が増える中で、山梨県からの委託事業として標記の教室を開催しました。写真のように子どもと親（保護者）88人が参加して、「カレー作りゲーム」などを通して楽しく学びました。開催日、場所：2020年1月18日（土）10時～12時、甲府駅北口県立図書館イベントスペース。



おうちのカレーが大好きな人！（^o^）／



美味しいカレー材料を買って満足の笑顔



お年玉やおこづかいの使い道は、何かな？



カレー材料代の支払い。お金足りるかな？

◇アンケート結果報告（回収枚数66枚）。

- 「お金の大切さに気付く」DVDを見ました。内容が分かりましたか？
(1) とても良く分かった（49人） (2) 良く分かった（14人） *ほか0人。
- 「カレー作りゲーム」をしました。どのように思いましたか？
(1) とても楽しかった（43人） (2) 楽しかった（20人） *ほか0人。
- 「カレー作りゲーム」をしました。限られたお金で材料を買うことが出来ましたか？
(1) 買うことが出来た（45人） (2) 足りなくて欲しいものが買えなかった（2人）
(3) 工夫して買ったのでお金が少し余った（13人） *ほか0人。
- エシカル商品（フェアトレード商品）について、どう思いましたか？
(1) みんなの笑顔につながる大切な事だと思った（31人） (2) これから買物で良く考えて買うようにしようと思った（36人） (3) あまり関心がない（1人） *ほか0人。

◇アンケート結果では、参加された（保護者）親子の理解や共感が得られたと思います。

・<山梨県金融広報委員会に、「講師、材料等」のご協力をいただきました>

◇今後、企画して欲しいことについて。答えていただいた25件のうち下記をご紹介します。

○（子ども）。

- ・お金の貯め方、お金の歴史。
- ・スーパーで買い物をしたい、ゲームをやってほしい、メイク企画。

○（親・保護者）。

- ・小学校に来て、このようなことをやってほしい。 ・ゲーム、スマホ依存への教室をしてほしい。
- ・日本では「お金」について学ぶ機会が少ないと思う。「お金」について考え、意見を出す場があればよいと思います。 ・若者を狙った詐欺が増えていると聞いた。子どもに分かりやすく注意を促すことが出来ればうれしい。
- ・お金の流れ、例えば、給料⇄消費⇄商品の利益⇄税金の流れ、など。
- ・お金の使い方、考え方等、シュミレーションを多くして欲しい（カレー作りの他に）。
- ・中高生向けの講義を希望します。 ・キャッシュレス決済について学べる講義を希望します。

◇本日の企画や運営について感想をお聞かせ下さい。68件のうち下記をご紹介します。

○（子ども）

- ・「お金」はやたらと使わないで大事な時に使おうと思った。 ・今日は「お金」の本当の使い方（本当に必要な物）は良く考えてから買うのがいいと分かりました（4人）。
- ・教えてもらったことがほとんどあてはまっていた。「お金」は本当に大切だと思った（2人）。
- ・「カレー作りゲーム（買い物）」が楽しかった。とても楽しかったです（8人）。
- ・「カレー作りゲーム」で学べてよかったです。また、いろいろな子と仲良くなれてよかったです。
- ・買い物を再現したり、見たり、学べたりしたので楽しかったです。
- ・スムーズに進んで、つまらなくなかったのが良かったです。また、企画に参加したいです。
- ・ちびまるこちゃんのDVDで1円もむだにできないのよという気持ちが良く分かりました。

○（親・保護者）

- ・とても良かったと思います。お金の勉強の大切さを知りました。ありがとうございました（8人）。
- ・聞くだけでなく、子どもが自分で考えて行動することができ、今後につながると思った。
- ・本当に欲しいものを良く考えて買い物ができるよう、子どもと一緒に考えるようにしていきたいです。 ・今日の形式は、子どもにもスッと理解でき、おこづかい帳で使い方を学べる良い機会になりました。
- ・親子向けの企画は楽しいと思います。
1～3年生向けの企画もお願いします（2人）。
- ・とても良い企画、まさにコレ！という内容。
今日の講座で何か思う所を見つけてくれたらいいな。
- ・ちびまるこちゃんのDVD内容が分かりやすく、
押さえどころも◎、参加型の企画に感謝します。



【適格消費者団体認定申請（総理大臣宛）書類の事前協議を
行っています！】

適格消費者団体に認定されると不当な事業者に対して、「不当条項等の差止請求権の行使（訴訟含む）」が可能になり、より一層、消費者被害の防止及び未然防止に貢献ができます。

◇「差止請求権行使」にしっかり取組めます。そのために財政面（年会費のみで運営）や不当な情報をお寄せ下さい）など、県民のみなさまには、更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

*問い合わせ先は、表紙右上に掲載しています。加入・ご寄附などをお待ちしています。

必要な方には詳しい資料をお届けいたします。